

■ 使用料金

① 営利を伴う場合（入場料等徴収する）

出店、興業その他営利を伴うものを行うとき1日以内、1平方メートルまでごとにつき

24円

例：浦添ふ頭南緑地（A）多目的広場Aを1日使用する場合

$$3,600\text{m}^2 \times 24\text{円} \times 1.1 = 95,040\text{円（税込）}$$

② 営利を伴わない場合（入場料等徴収しない又は実費を徴収する）

運動会、集会、展示会その他営利を伴わないものを行うとき。

1日以内、1平方メートルまでごとにつき

12円以内

区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
運動会、集会その他 これらに類する行為	2円	2円	3円	3円	4円	5円
展示会その他 これらに類する行為	3円	3円	6円	6円	9円	12円

例：浦添ふ頭南緑地（A）多目的広場Aを集会で9時～13時使用する場合

$$3,600\text{m}^2 \times 2\text{円} \times 1.1 = 7,920\text{円（税込）}$$

※ 観月会等をする場合参加者1人当たり3㎡使用するものとして、運動会等をする場合の緑地
使用料の規程に基づき使用料を算出します。

例：浦添ふ頭南緑地（A）多目的広場Aを観月会で17時～21時使用する場合

$$3\text{m}^2 \times 100\text{人} \times 3\text{円} \times 1.1 = 990\text{円（税込）}$$

③ 営利を伴わない場合で、野球、サッカー、グランドゴルフ等の目的で使用するとき

下記料金表

	施設名	使用許可球技等	使用料	面積
1	新港ふ頭中央緑地 中央側及び東側	グランドゴルフ等	2時間 1,100円（税込）	(中央)1,482㎡ (東)1,680㎡
2	新港ふ頭東緑地 芝生広場	グランドゴルフ等	2時間 1,100円（税込）	1,482㎡
3	新港ふ頭北緑地 芝生広場	グランドゴルフ等	2時間 1,100円（税込）	1,482㎡
4	浦添ふ頭南緑地(A) 多目的広場A	グランドゴルフ等	2時間 1,100円（税込）	3,600㎡
	浦添ふ頭南緑地(A) 多目的広場B	グランドゴルフ等	2時間 1,100円（税込）	
		少年野球（※）、サッカー、ソフトボール等	1時間 1,100円（税込）	12,000㎡
	浦添ふ頭南緑地(A) 多目的広場C（赤土）	ゲートボール等	2時間 1,100円（税込）	
少年野球（※）、サッカー、ソフトボール等		1時間 1,100円（税込）	6400㎡	
	浦添ふ頭南緑地(A) 多目的広場D	グランドゴルフ等	2時間 1,100円（税込）	1,700㎡
5	浦添ふ頭南緑地(B) 芝生広場	グランドゴルフ等	2時間 1,100円（税込）	1,500㎡

※ 一般(大人)野球は使用できません。

なお、多目的広場Cにおいては、少年野球の試合等での使用はできません。

例：浦添ふ頭南緑地（A）多目的広場Aをグランドゴルフで9時～13時使用する場合

$$1,000\text{円} \times 2（4時間） \times 1.1 = 2,200\text{円（税込）}$$

2. ご使用方法

- ①仮予約・・・電話又は窓口でご希望日の使用状況を確認後、仮予約します。
使用日の2ヶ月前の1日から電話又は窓口で受付をします。
(6月20日使用 → 4月1日より受付開始)
(1ヶ月間の使用は3回まで。平日等他の団体に支障が無い場合はそれ以上も可)
- ②本予約・・・「緑地使用申請書」を記入し、当組合へ提出して下さい。
(申請書には必ず押印下さい。)
(料金の免除申請を行う団体は下欄にも記名・押印して下さい。)
- ③許可書交付・・・当組合より使用許可証を発行しますので、ご使用当日は所持して下さい。
※雨天等により使用不可となった場合は、雨天等未使用届を提出して下さい。
(使用予定日の属する月の末日まで)
- ④料金支払・・・使用日の翌月中旬に納付書を郵送しますので、銀行でお支払い下さい。
※ 使用日以降のキャンセルは受け付けておりません。

3. 問い合わせ先

那覇港管理組合 管理課心頭係・緑地担当(受付時間: 平日8:30~17:15)
電話: 098-862-2328 FAX: 098-862-4247
〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 2階(那覇心頭船客待合所内)

下記の緑地については指定管理者へお問い合わせ下さい。

○泊心頭泊緑地・・・(株)ダイケン(098-876-5910)

○若狭海浜公園、波の上みそら公園・・・ナハ・シー・パラダイス協議会
(098-988-4122)

4. 使用料の免除

下記の事由に該当する場合使用料を免除します。

- ①学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規程による学校または幼稚園若しくは保育所等が教育上又は保育上の目的で使用する場合
※ 部活動での使用の場合は料金を頂いております。
- ②社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)の規程による社会福祉団体又はその他の福祉団体が福祉上の目的で使用する場合
- ③公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために使用する場合
- ④自治会、郷友会又はボランティア団体等が緑地清掃(清掃ボランティア)を使用条件として使用する場合